経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 25 年３月 29 日

経済産業省共済組合代表者
経済産業大臣　茂木　敏充

目次中「第29条」を「第26条」に、「第30条」を「第27条」に、「第31条」を「第28条」に、「第32条」を「第29条」に、「第33条・第34条」を「第30条・第31条」に、「第35条・第36条」を「第32条・第33条」に改める。

第16条中「第30条」を「第27条」に改める。

第17条第１項第８号から第11号までを削る。

第18条第１号中「25,000円」を「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同条第２号中「当該」を「これらの規定により支給される」に、「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

第20条及び第21条中「20,000円」を「40,000円」に改める。

第24条中「休職になった日から３年（傷病手当金附加金支給期間が１年に満たない場合は、傷病手当金附加金支給開始後１年）」を「傷病手当金附加金支給開始後６月」に改める。

第25条から第27条までを削る。

第28条を第25条とし、第29条を第26条とし、第30条を第27条とする。

第31条第１項の表中「$\frac{4.53}{1,000}$」を「$\frac{5.49}{1,000}$」に、「$\frac{9.06}{1,000}$」を「$\frac{10.98}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{4.53}{1,000}$」を「$\frac{5.49}{1,000}$」に、同条第３項中「$\frac{0.81}{1,000}$」を「$\frac{0.96}{1,000}$」に改め、同条を第28条とする。

第32条を第29条とし、第33条から第37条までを３条ずつ繰り上げる。

附則第６条第１項第１号中「25,000円」を「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同項第２号中「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

附則第７条第２項中「第34条」を「第31条」に改める。

附　則

１　この変更は、平成25年４月１日から施行する。

２　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第６条の規定による一部負担金返戻金の支給については、なお従前の例による。

３　変更後の第18条第１号及び附則第６条第１項第１号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」及び「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。

４　変更後の第18条第２号及び附則第６条第１項第２号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」及び「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」とあるのは「50,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「60,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「100,000円」とあるのは「80,000円」とする。

５　変更後の第20条及び第21条の規定は、出産の日が平成26年４月１日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、出産の日が平成26年３月31日以前である組合員及び組合員であった者については、なお従前の例による。

６　変更後の第24条の規定は施行日以後に療養のため引き続き勤務に服することができない状態となった日（以下「休業開始日」という。）がある場合について適用し、施行日前に休業開始日がある場合については、なお従前の例による。ただし、休業開始日が平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間にある場合における変更後の第24条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条中「６月」とあるのは、「12月」とする。

７　施行日前に組合員又はその被扶養者が死亡した場合における弔慰金附加金又は家族弔慰金附加金の支給については、なお従前の例による。

８　施行日前に婚姻をした場合（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となった場合を含む。次項において同じ。）における結婚手当金の支給については、なお従前の例による。

９　施行日から平成26年３月31日までの間に婚姻をした場合については、４万円を結婚手当金として支給するものとする。

10　変更前の第27条の規定は、療養のため入院した日から５日を経過した日が施行日以後である当該入院に係る入院附加金について適用し、当該入院した日から５日を経過した日が施行日前である当該入院にかかる入院附加金については、なお従前の例による。

11　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、平成25年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

企業年金基金変更公告

キリン物流企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．新事務所の所在地　東京都中野区中野四丁目10番２号　中野セントラルパークサウス

２．旧事務所の所在地　東京都中央区新川二丁目９番６号　キリン本社ビルアネックス

３．変更年月日　平成25年４月30日

平成 25 年５月１日

キリン物流企業年金基金
理事長　小瀧　正美

会社公告

合併公告

株式会社左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し左記会社は合併して存続し、乙は解散することにいたしましたので、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表のとおりであります。

記

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出会社

（乙）

平成二十五年五月一日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

株式会社伊藤ピー・アール

代表取締役　伊藤秀二

栃木県宇都宮市清原工業団地二三番地七

株式会社オイシア

代表取締役　高岡尚介